

フランス第四共和制憲法四月草案制定過程における財産権論

多田一路

一 はじめに

故ミッテラン前フランス大統領の在任中の重要政策の一つとして「国有化政策」を挙げることができるであろう。憲法院の違憲判決を受けて、修正の上で1982年2月に公布された「国有化法」⁽¹⁾はミッテランの目玉政策とも呼びうるものであった。86年から88年の保革共存 (cohabitation) のもとで一部の国有企業が民営化されるなどの揺り戻しが生じることになるこの国有化政策は、フランスに根強く存在するディリジスム (dirigisme)⁽²⁾と呼ばれる国家観の現れであると言うことができる。そしてこのディリジスムはその性格上、財産権に関する議論をどうしてもせざるをえないものである。事実、82年の国有化法の議論のなかでも財産権についての議論が含まれていた。

そこで本稿では、ディリジスムが憲法典上はじめて現れた第四共和制憲法の制定過程、なかでも、レフェレンダムで否決されたとはいえ社会的・経済的権利を含む人権条項が憲法本文に書き込まれたという点で意義を持つ四月草案における、財産権に関する議論について検討し、ディリジスムと憲法との関連をめぐる筆者の研究の一端としたい⁽³⁾。その際の基本的な視点として、財産権に関する議論において何が争点であったのか、その争点はディリジスムとどのような関係にあるのか、つまり、憲法制定過程において財産権の議論という形を取って争われたのは、ディリジスムの適否か、それとも内容か、などということを明らかにしたい。筆者は、ディリジスムのなかに、国家管理的官僚主導的契機と反国家管理的国民参加型の契機との二つの潮流を見ており、財産権の議論の中でその二つの潮流がどのように現れるのか、という点に留意して論を進めたいと思う。

二 四月草案の成立過程における財産権の議論

1 憲法草案の提出

憲法定国民議会は、1945年11月29日に憲法委員会を設置、社会党のアンドレ・フィリップ (André Philip)⁽⁴⁾が委員長となった。委員会の構成は議会の議席数に応じて各党に比例配分された。その結果、42名の委員のうち、共産党11名、社会党10名、MRP 11名となった⁽⁵⁾。

政府は憲法草案を提出しなかった。11月2日の憲法的法律⁽⁶⁾は、「議会は新しい憲法を作成する (établit)」(第2条)としているが、草案提出権については書かれておらず、考え方によっては政府が草案を提出する余地がないこともなかった。政府による草案提出がなかったのは、閣内⁽⁷⁾において不一致が存在することが明らかであったからであろう。またフィリップ委員長は「案は本委員会によってのみ作成される。政府は介入する必要はない」と述べて⁽⁸⁾おり、憲法的法律の厳格な適用を志向していた。

憲法草案は、主に共産党案、社会党案、およびジョゼフ・ドラシュナル (Joseph Delachenal, 独立共和派 (Républicains indépendants)) 個人提案の三つ⁽⁹⁾であった。本会議における憲法草案の審議は、3月7日から4月18日の間に第一読会、4月19日に第二読会と最終投票が行われた。権利宣言については、3月7、8日に一般討論、12、14、15、19、21日に各条項の個別的審議が行われた。憲法委員会が本会議に上程した権利宣言案は、基本的に社会党案⁽¹⁰⁾をベースにしたものであった。すなわち、権利宣言を複数条 (憲法委員会案では全39条、社会党案では全35条) で規定し、特にそれを「政治的権利」および「社会的経済的権利」と題する部分の二部に分けている。共産党案⁽¹¹⁾では、第4条において精神的自由、組合権、労働権、休息権、労働不能者への保障、無償教育、無償裁判、法の下の平等を規定し、国民経済 (L'économie nationale) という章で経済的権利についての規定をおいていた。ドラシュナル案⁽¹²⁾では、第1条で精神的自由、家族の尊重、生活権、労働不能者への援助などを規定するのみで、経済的権利は規定されていない。

2 憲法委員会における審議

(1) 権利宣言の原則について、とくに経済的権利の原則の問題について

では、経済的権利について委員会案はどのようにまとめられたのであろうか。

フィリップ委員長は審議に先立ち、「検討プラン」を提出するが、その中の「F 権利宣言」の項は、以下の通りであった。

「必要か？ もし必要なら：

1. その政治的要素
2. その経済的要素、国有化と計画
3. その社会的要素：労働者主体のコントロール
4. その植民地条項
5. その国際的条項（調停、国民主権の制限）」⁽⁴³⁾

左派レジスタンスのイデオログであったフィリップは、このように、権利の内容を、政治的権利、経済的権利、社会的権利の三つに類型化し、しかもその経済的権利の内容として、国有化、計画というディリジズムの具体化にかかわる要素を含ませていた。

このフィリップ提案に対し、社会党、共産党はおおむね支持を表明するが、MRPを代表してダニエル・ボアドン（Daniel Boisdon）は「社会的権利は個人的権利（les droits individuels）のなかに含め、その個人的権利がもっばら宣言の第一部を構成する」と、フィリップの類型化に反対した。ボアドンはさらに、第二部を個人の諸権利（les droits de l'individu）と集団の権利の表明、第三部を国家の主権とその主権が受ける制限、とすることを主張した⁽⁴⁴⁾。

権利宣言を憲法のなかに含めることについては特に意見は出ず、この点については各党派ともにそれほど問題にしていなかったように思われる。

1946年1月10日、11日、15日に行われた、権利宣言の原則についての討議は、実際には、1、経済的社会的原則、2、そのすべての結果を含む裁判の無償の原則、3、教育の問題、4、国際連帯の原則、についてなされた。市民の基本的権利については全員が一致しているということで、起草委員会の審議に任されることになった⁽⁴⁵⁾。

経済的権利についての審議は、1月10日の午前中に集中してなされた。

フィリップ委員長が表明した経済的原則の中身は、具体的には、企業経営への労働者の参加、所有の役割とその保障・制限、公役務の性格を持つ企業の社会化、である。加えてジルベール・ザクサス（Gilbert Zaksas, 社会党）は、

経済的原則は経済民主主義の条件であると述べた。

連立与党のMRP、共産党は、これに対し、いずれも一般的な規定にするよう主張した。

共産党のピエール・エルヴェ (Pierre Hervé) は、権利宣言があらゆる憲法 (constitution) に優位する原則であるとの認識から、労働者の経営参加を権利宣言に書き込むことは、将来における政治情勢の発展を考慮に入れておらず、このような参加に永久的な性格を与えることになる、と主張、より一般的な表現、すなわち財産権の定義こそ権利宣言に書き込まなければならない、とした⁽⁴⁶⁾。

また同じく共産党のエチエンヌ・ファジョン (Etienne Fajon) は、共産党として主張する財産権の定義について、私的所有の尊重および不可侵性を主張し、現時点で社会主義的憲法は不要であると述べた。さらに、その財産権は、「他人の財産権によって限界を受けるものとして理解されねばならず、このことは独占およびトラストの問題を提起する。それらの存在は実際には財産権の拡大ではなく、桎梏を構成している。同時に近年における経験は、それが民主主義を行使することに対する妨害であることを示した。だから、文言のなかに、独占的性質を持つものに対してあらゆる所有を廃棄し、禁止する原則を記載しなければならない」、と言うのである。労働者の経営参加は、国有企業については不可欠であるが、私企業が問題になる場合には不可欠ではない、との見解も示した⁽⁴⁷⁾。

このように、共産党は、特に独占やトラストの問題に注目し、現時点で重要なことは社会主義憲法を作ることではなく、独占およびトラストの規制である、としている。これは別の角度で見れば、共産党によれば、独占およびトラストの規制の問題は社会主義の問題ではなく、資本主義経済の枠内の問題であるということである。したがって、彼らの文脈における「財産権の不可侵性」とは、独占への規制の契機を含む概念であると言うことができよう。共産党はその憲法草案において、独占の国有化と、国有化された企業をいわゆる三者管理 (tripartisme) によって運営することを明記していたから、私企業を含めた一般的な労働者の経営参加という点で相違があることを除けば、社会党に近い立場と言える。

一方、MRPのジャック・フォンルプト＝エスペラベール (Jacques Fonlupt-

Esperaber) は、一般的な原則として、次の二点が権利宣言に含まれていなければならないとした。一点目は、個人の全面的な経済活動に対する権利、実際には労働することをつうじての十分に人間的な生活をおくる権利の保障であり、労働によって生活を保障できない場合には社会が生活必需品を保障するということであり、二点目は、所有の性格の定義につき、それ自体を目的とするのではなく、公共の福祉 (bien commun) に仕える手段でなければならない、ということである⁽⁴⁸⁾。

フォンルプト＝エスペラベールはさらに、「……1789年の原則の基本はいまだ有効なままであり、……人間的・政治的・社会的・経済的な次元で他人もしくは集団による濫用から個人の権利を守らねばならない」と主張するルネ・カピタン (René Capitant, 民主主義社会主義抵抗派 (Résistance Démocratique et Socialiste)) に賛意を表したうえで、ファジョンに反論して次のように言う。「権利の境界画定がなされるのは、羅列した相対立する権利の単純な接触によってではなく、公正な従属関係によってである」。そしてその意味で、所有は公共の福祉に従位する社会的機能でなければならないと主張するのである。また、労働者の経営参加については、労働者の労働がその人格から分離されないという事実の結果、生じるものである、という認識を示した⁽⁴⁹⁾。

したがってMRPは、独占についてはその財産権の規制を打ち出そうとする共産党よりもさらに一般的な規定を求めている。各人に生活必需品の保障を規定するよう求める以上の分については、「公共の福祉に従属した社会的機能」という定義を与えようとしている。

以上のことから、与党三党においては、財産権をレッセ＝フェールのままに置かず何らかの介入を憲法に書き込むことを主張するという意味で、いずれもディリジズムを志向していると言うことができる。しかし、その方向性は異なっていたといえよう。すなわち、社会党は企業経営に対する労働者の参加を憲法上の権利として位置付けようとするものであり、共産党はその当時の時点での独占の廃棄を意味するそれであり、MRPは生活必需品を保障するという方向でのそれである。この相違が実際にはどのような意味を持つのかは、逐条審議の際に明確になるであろう。

そのほか、戦前の右翼の流れを汲む共和連合 (Unité Républicaine) のロベール・モンティヨ (Robert Montillot) は、経済的社会的原則を憲法に含

めることそのものに反対⁽²⁰⁾し、農民派 (paysan) のジャック・バルドゥ (Jacques Bardoux) は、社会的な視点からそれを完全なものにするといったことは容易ではないとして、1789年の人権宣言を維持するよう主張⁽²¹⁾した。

(2) 逐条審議

憲法案の権利宣言部分についての逐条審議は、1月24日、25日、29日、31日、2月1日に第一読会、2月12日から15日および20日に第二読会が行われた。逐条審議に先立って、起草のためにザクサスを報告者とする小委員会が設置された。小委員会もおよそ各党の議席配分に比例して選出されており、与党三党については12名の委員のうちMRPが3名、社会党がザクサスを含め3名、共産党2名であった⁽²²⁾。

小委員会が憲法委員会に最初に提出した草案のうち人権宣言部分は全36条で、さらにそれは「政治的権利」「社会的経済的権利」の二部に分かれていた⁽²³⁾。このことから小委員会では基本的に社会党の案をベースとして議論されたことが窺える。

「社会的経済的権利」の部では、健康に対する保護を受ける権利、教育を受ける権利、搾取に対する保護、労働権、労働に対する正当な保障と最低限の生活の保障、休息余暇の権利、組合権、経営参加権、スト権、労働不能者への保障、そして財産権が規定されていた。

小委員会案は財産権について2ヶ条を設けた。

「33条……財産権 (la propriété)⁽²⁴⁾ は、各個人が有する、法律で保障された財産の割当分を、享受し処分する権利である。

所有への権利 (droit à la propriété) は、個人的労働 (travail personnel) の通常の成果を表す財産について、ならびに個人的、家族的、集团的性質の日常品について、すべての個人に対して保障される。何人も、適法に確認された公益を理由とし、法律によって定められた補償条件のもとでなければ、それを奪われ得ない」

「34条……所有への権利は、その社会的機能に反して、ないしは、他人の安全、自由、生存、財産を侵害するようなやり方で、行使することはできない。

その経営が公役務または事実上の独占の性格を有しまたは獲得した、すべての財産、すべての企業は公共団体の所有とならなければならない」

33条2項は、社会党案39条1項とほぼ同文であるが、1項については新たに

加えられたものである。これはザクサスも言うように⁽²⁵⁾ ロベスピエールの人権宣言草案6条を意識したものである。

逐条審議第一読会における議論は主に、財産権が法律に従属するのか否か、ということであった。MRPのアンリ＝テトジャン（Henri Teitgen）は33条1項が「法律で」としているのに対し、「財産権の根拠として、法律ではなく、その社会的機能を考えねばならない。どんな場合にも、（中略）……財産権が保障されねばならない最小限の財産が存在する」と主張している。また、他方ではピエール＝コット（Pierre Cot）⁽²⁶⁾は「所有が保障される最小限の財産は変化する。結局、財産権を普通法に引き戻し、法律に従属させることが肝要である」と反論した。この対立は第一読会では収束せず、33条は再度小委員会に差し戻されることとなった。

34条については、「所有への権利」を「財産権（droit de propriété）」に、「社会的機能」を「社会的効用」に変更するほかは、さしたる議論もなく通過したが、ベースとなっているはずの社会党案と比べると看過できない修正が存在する。

1項は、社会党案39条2項の「何人も、社会的機能に反して行使することによって、この権利を濫用することはできない」という規定に、「他人の安全・自由・生存・財産を侵害する」ような行使の禁止を加えたものである。しかし、2項については、社会党案40条で、

「経済的権力の支配に対する保護の権利

あらゆる個人は、経済的金融的権力の支配に対して保護される権利を持つ。

この保護は、その経営が公役務または事実上の独占の性格を持つ財産および企業の社会化（socialisation）、およびすべての人的物的資源の十分な使用のためのフランス連合の経済活動の組織化によって保障される」

とされていたのが、「企業の社会化」規定のみを残し、しかも、その「社会化」が「公共団体の所有」に変更されている。

社会党案で使われていた「社会化」という概念は、「労働者の管理決定権への参加を必須の要素とする」⁽²⁷⁾ 国有化、すなわち反国家管理化（anti-étatisation）を意図するものであり、共産党案が43条で

「……これらの企業（国有化された企業……筆者注）は、譲渡・賃貸のできない公企業に転換され、国家の名のもとに（pour le compte de l'Etat），

「国家および、各企業のなかで選挙という手段で管理者および労働者が代表される、三者構成の委員会 (comités tripartites) によって直接運営される。」としているのと同様に、企業を国有化する場合には、企業の所有のみならず、管理をも問題にしていることの表明であった。しかもその管理の形態は三者管理方式 (gestion tripartite) によるものと考えられていた。したがって、小委員会案で「社会化」にかわり「公共団体の所有」とすることは、国有化された企業の管理は問題にしないということになる。

また小委員会案30条⁽²⁰⁾で労働者による国有企業・私企業の管理・運営への参加が認められているとしても、それは三者管理を要求されない。別稿で述べることになろうが、国有化はnationalisation⁽²¹⁾とétatisationとの対抗⁽²²⁾で捉えなければならず、そのメルクマールとなるのが、三者管理方式⁽²³⁾である。結局、小委員会案では「公共団体の所有」となった企業がどのように運営されるかが曖昧にされており、社会党・共産党はこの点で重大な譲歩をしたと言わざるをえない。

この背景には、当時既にドゴール臨時政府によって国有化されていたノール・パドカレ炭田、ルノー公団がいずれも三者管理方式を採用せず、デクレによって任命される社長が大きな権限を持つようないわゆる「エタティスト型=国家管理型」の国有企業であった⁽²⁴⁾ことが遠因となっているとも考えられる。しかし、そうであっても、憲法論議を現実の国有企業の管理形態に引きずられずに進めることは可能なはずであった。このようにして、もともと戦前の人民戦線の時期に管理形態とセットで論じられていた企業国有化問題は、規範的には管理の問題を不問にすることによって、国家管理化への道も開くことになってしまったのである。

第二読会では旧33条が、小委員会によって第32条として新しく提案された(旧34条はそのまま33条となった)。

「32条……財産権 (la propriété) は、法律で保障された財産を享受し処分する権利である。

財産権 (le droit de propriété) は、個人的労働 (travail personnel) の通常の成果を表す財産について、ならびに個人的、家族的、集团的性質の日常品および労働用具について、すべての個人に対して保障される。何人も、適法に確認された公益を理由とし、法律によって定められた補償条件のもと

でなければ、それを奪われ得ない」

第一読会で問題となった、「法律で保障された財産」という規定は維持された。したがって、カピタンなどから、条文案がカバーしている財産とそうでない財産との区別が明確でなく「立法府に都合のいいように収用の条件を自由に決めさせることによって、保障は否定されている。1789年宣言は『正当かつ事前の補償』を問題にしていた」⁽³⁰⁾と批判されることになる。この補償の問題と、「集团的」という用語の問題で再び小委員会に差し戻されることになった。

そのほか、1項については、「各個人 (chaque individu) が有する」という文言が削除されている。これは第一読会で「個人の所有のことしか言っていない」⁽³¹⁾と批判を受けたことに対応している。旧案は個人の所有について特に憲法的保障をした、と解することも可能であったが、新案では個人以外の者についても所有の主体として認めるものと言えよう。

結局、委員会案⁽³²⁾の財産権にかかわる部分は、次のようにまとめられた。

「32条……財産権 (la propriété) は、法律で各人に保障された財産を使用、享受、処分する不可侵の権利である。

何人も、適法に確認された公益を理由とし、法律にしたがって定められた正当な補償の条件のもとでなければ、それを奪われ得ない」

「33条……財産権 (droit de propriété) は、社会的効用に反して、ないしは、他人の安全・自由・生存・財産を侵害するようなやり方で、行使することはできない

その経営が公役務または事実上の独占の性格を有しまたは獲得した、すべての財産、すべての企業は公共団体の所有とならなければならない」

委員会案は、ザクサスが言うように妥協の産物ではあった⁽³³⁾が、所有ないし財産権を法律に従属させるのかそれとも法律よりも優位に措くのか、という点では、議会、および委員会の議席数で有利な条件を持っていた社会党、共産党の旧人民戦線派に軍配が挙げたと言える。

一方で、企業の国有化については、その内部管理の問題が人民戦線期以来検討されていたにもかかわらず、憲法規範からは外されることとなった。しかし、管理形態の問題を政治的力関係の問題として留保しながらも、少なくとも今後の新たな企業国有化の可能性を示唆する規範としては評価することができる。

蛇足ながら、委員会案第29条⁽³⁷⁾（小委員会第一次案30条）は、

「すべての労働者は、その代表者を通じて、労働条件の集团的決定、ならびに企業、私的設備および公役務の管理・運営の機能に参加する権利を有する」として、公私問わず管理・運営に対して労働者が参加できることを規定しており、この精神は企業委員会制度の確立（1946年5月17日の法律⁽³⁸⁾）へとつながるものであった⁽³⁹⁾と言えよう。

3 本会議における審議

(1) 一般討論

さて、一般討論において、憲法委員会の権利宣言担当個別報告者ザクサスは、委員会が人権宣言をまとめた目的について次のように述べている。

「1789年の宣言によって宣明された自由が人民の生活に入り込むにつれて、民主主義の実践自身が新しい自由、新しい権利の承認の必要性を明らかにした」「19世紀半ば前から、貧困と無知に囚われつづけている限り人民大衆が自由を真に享受することはできないし、社会がその手段を与えないかぎり肉体、知性、道徳の十全な発展を保障することはできないのだ、ということに気づきはじめた」「人民の真の解放を保障するためには、結社の自由を承認しなければならず、労働者に組合活動、ストライキを通じて彼らの要求を擁護する権利を与えねばならず、労働者各人に適切な労働条件、休息・余暇、彼とその家族が尊厳ある生活をおくるに十分な生活資料を供給する賃金の権利を保障しなければならず、すべての市民が教育の恩恵にあずかり、健康を保護され、自らの意志とは無関係の理由で労働不能になったときの社会保障の権利を享受することを認めねばならないのである」「今般の戦争以来、そして特にファシスト権力の当初の勝利以来、この権利を認める必要性は全世界的に承認されている」「常により広いより完全な民主主義なくしては人類にとって救いはない」「最初の人および市民の権利の宣言を世界に与えたフランスは、いずれにしても、人および労働者の権利の宣言を作ることによってそれを完全なものにする最初の国であらねばならない」「委員会が追求したのはこの目的である」⁽⁴⁰⁾

このように、現在においては1789年の人権宣言では限界があり、新たに労働者の諸権利や社会保障の権利を認めなければ、自由を真に享受することができな

いからこそ、「人および労働者の権利の宣言」で1789年宣言を「完全なものにする」必要があるとする。

さらに、宣言案第2款の社会的経済的権利の位置づけについて、「人間の解放と十全な開花を現実に保障する真の民主主義の実現は、……窮乏から人民を解放し、社会を人間に奉仕させるような権利の承認を要求する」⁽⁴¹⁾ということが理由になっていることを述べる。

そして特に財産権について、それが法律によって各人に保障された財産を使用・用益・処分する神聖不可侵の権利であるということは、公益を理由としなければ奪われないという1789年宣言の原理と並んで、財産権は「一般的利益のほうに優位性を認めなければなら」ず、「今日では、事実上の独占の性格を持つ巨大企業を出現させた現代経済の進歩によって」別の適用が必要になっており、経済的権力が諸個人の権利と自由を侵害していることから、公役務・独占の公共団体への返還の必要を内容としているとする⁽⁴²⁾。

最後に、「自由および政治的権利の宣言が社会的権利の宣言によって完全なものになることを、社会進歩が要請した」のであり、このように「人権の第一の宣言を完全なものにし、修正し、適合させることで、委員会は1789年の人達によって企図された仕事を誇りを持って追求したと感じている」⁽⁴³⁾と結んでいる。

ザクサスの冒頭報告では、なかでも財産権の問題について特に時間をさいて説明している。このことは、財産権の問題こそが新しい人権宣言の目玉である、ということを表示したものだと言える。

3月7、8日の一般討論では、各党派から発言⁽⁴⁴⁾があったが、なかでも自由共和党 (Parti républicain de la liberté), 急進党からは批判的な発言があった。

自由共和党のロベール・ブリュイネール (Robert Bruyneel) は、家族手当、社会衛生、社会保障、企業委員会などの生活水準の引き上げ (promotion) の問題は、立法部の所轄によるものであって、「憲法の冒頭に加えることは不可欠ではないと思われる」とし、財産権については、法律のなかにその源を持つものではなく、法律がその存在と利用に則らねばならないとする⁽⁴⁵⁾。自由共和党は、レフェレンダムの際に第四共和制の建設を否定していた右翼の流れを汲むものであり、その脈絡で以上のような批判をしていると思われる。そのこ

とは、「もう一度、我々は1789年の権利宣言をもっとも純粋なもっとも平明なままにまかせておこう」⁽⁴⁶⁾と述べていることから推測することができる。

急進党のエドゥアール・エリオ (Edouard Herriot) の場合は、「憲法委員会は、1789年の理念を維持しつつ、新しい時代に刻まれた観念をそれに付け加えることを望んだが、その仕事を実現するには二つの方法がある」「第一の方法は1789年と1793年の宣言を廃止することにある。これは委員会が選択した方法である」「第二の方法は、私が正しいと考え、この演壇で支持するものであるが、それを完全なものにすることによって1789年の文書を維持することにある」⁽⁴⁷⁾と述べ、1789年人権宣言に代わる新たな人権宣言を作成することそのものに反対する。その一方で「1789年の宣言には隙間がある」⁽⁴⁸⁾として、急進党は、生活権 (droit à la vie)、生産・分配計画の確立に寄与する労働者の権利、財産権、言論の自由の金権支配からの解放、戦争の廃止などを内容とする反対案を提出した⁽⁴⁹⁾。この反対案は、三大政党の反対で否決された⁽⁵⁰⁾が、急進党のこの一連の発言・行動は、同党の第三共和制の擁護の立場から来るものと思われる。急進党反対案に対する討論のなかでは、このように指摘した者はいなかった。しかし、エリオは、ドレフュス事件⁽⁵¹⁾を例に挙げて「(1789年の)人権宣言が共和国を救ったのだ」と端なくも発言し、右翼の拍手喝采を浴びる⁽⁵²⁾。この「共和国」は明らかに第三共和国を指しており、このことから急進党が「第三共和国を救」う姿勢にあることが推定されよう。

以上のように、一般討論における主要な批判は、人権宣言を新しく作成することそのものに対する反対であった。したがってディリジズムにかかわる二つの潮流は、各条文の審議の過程で現れることになる。

(2) 逐条審議

財産権 (委員会案32, 33条)にかかわる審議⁽⁵³⁾は、3月21日に行われた。「第32条については、人権宣言の各条文のうちで最も長い議論が展開された」⁽⁵⁴⁾。

32条について、農民派、自由共和党、MRP、ジョゼフ・ドゥネ (Joseph Denais, 自由共和党)、ルネ・コティ (René Coty, 独立共和派) から修正案が提出された。

農民派の修正案⁽⁵⁵⁾は1項を次のように変更する。

「財産権は、各人が、他人の自由および共和国の法律を尊重して、自己の勞

働の成果と節約による蓄え（道具、動産および不動産）を使用し、処分する不可侵の権利である」

農民派のバルドゥによれば、委員会は財産権についての不安定で一時的な概念に行き着いたのであって、将来の立法者に対して財産の決定、保障の範囲についてどのような義務も課しておらず、相続権や不動産所有を制限・禁止することができる。農民派の修正案は、立法者から個人的所有を定義し縮小する権利を取り上げる目的を持つものだ⁽⁵⁶⁾、ということである。

自由共和党は1項を次のように修正する⁽⁵⁷⁾。

「財産権は神聖不可侵の権利である。その労働と節約の成果である財産を自らの意志に従って収益、処分することは各人の権利である」

自由共和党のフレデリック＝デュポン（Frédéric-Dupont）も同様に、「不可侵である財産権のリストを決定するのが立法府であると言うのは特に重大であり危険であると考える」と言うが、さらに正直に「財産権の不可侵の原理にかつてどのような侵害がなされたこともない」⁽⁵⁸⁾と財産権の絶対的な不可侵を示唆する。

MRPの案は1項を以下のように修正する⁽⁵⁹⁾。

「財産権は財産を使用・収益・処分する神聖不可侵の権利である。各人は労働および節約によってそこに到達できるはずである」

MRPのポール・コスト＝フロレ（Paul Coste-Floret）は、当初、「われわれの修正の目的は財産権に正確な定義を与えることである」⁽⁶⁰⁾と述べていた。しかしながら、憲法委員会がMRP修正案の後段を受入れ、「すべての人は労働および節約によってそこに到達しうべきである」という文言を委員会案第1項の後段として付け加えることを提案すると、「『法律によって保障された財産』という言葉によって、その所有者が自由に収益・処分できるすべての財産として理解するというを明確にする用意があるのならば、委員会と合意し修正案を撤回する」と述べる。結局、MRPも財産権の絶対的不可侵が保障されないことが問題であるという姿勢なのであり、自由共和党に近い姿勢であることが分かる。

ジョゼフ・ドゥネの個人提案は、委員会案32条、33条に代えて以下の条文を置くものである。

「すべての市民は、その財産権を圧政の手段、他人の労働の正当な成果の篡

奪の手段にしないという条件で、財産・収入・労働および節約の成果を自らの意志に従って収益・処分する権利を有する。

何人も、同意なき場合、適法に確認された公益を理由としない場合、裁判所によって定められた正当かつ事前の補償なき場合は、その財産権のどんな小さな部分も奪われえない」⁽⁶¹⁾

ドゥネは、「この修正案は我々の同志であるフレデリック＝デュボン氏、そしてコスト＝フローレ氏、ジャック・バルドゥ氏らと同じ精神によって沸き起こったものである」として、「収入・労働および節約の成果」がないと混乱すること、「法律によって各人に保障された」という文言は中小の財産、中小産業にもそのうち非常に強い打撃を与えることが可能となることなどを主張する。そして、ドゥネは、一方で「その財産権を圧政の手段、他人の労働の正当な成果の篡奪の手段にしないという条件で」という言葉には、まず第一に経済的独裁、独占、濫用されたトラストの非難が込められているのだ、と説明する。しかし、その解決方法については沈黙し、逆に、事実上の独占の国有化については立法者にその権利があるから人権宣言から削除すべきだ、と、立法裁量に委ねる態度を明らかにしている。しかも国有化の観念として「国家の独占 (monopole d'Etat)」が念頭に置かれており、CNR綱領の「国民への返還」とは異なる観念であることを示している⁽⁶²⁾。

MRPが修正案を撤回し、残りの三提案が投票で否決されたあとで、コティの修正案の審議に移った。修正案は「法律によって各人に保障された財産」という文言を「法律に従って獲得された財産」に替えるものであった。これにたいし、カピタンとコスト＝フローレが同調したが、投票によって否決され、こうして32条1項は若干の変更が加えられてほぼ委員会案どおりに採択された⁽⁶³⁾。

32条2項については、自由共和党、ドゥネ、MRPより、いずれも「事前の補償」を求める修正案が出されたが、否決された⁽⁶⁴⁾。

33条1項については何の反対もなく採択された。この点については「本来そこで取り上げられるべき問題を第二項に関する討議の場に移し、それと関連づけて展開することが考えられていた、とひとまず見るべきであろう」⁽⁶⁵⁾。

33条2項について、自由共和党、カピタン、MRPから修正案が提案された。

自由共和党の修正案⁽⁶⁶⁾は次のような長文かつ根本的なものであった。

「公有財産 (domaine public) の維持, 国内外の安全に寄与する役務の直接の運営の他は, 国家の基本的な使命は, 国の骨組みを形成する経済的社会的諸力の活動を調整することである。

国家は, それらの紛争を調停し, その均衡に気を配り, 個人の自由と民族の独立を保障する。

公権力は圧政のきざしとなるような産業ないしは人の集中を予防することを基本的な任務とする。その規模の大きさによって経済的均衡に害を与える性質をもつ諸制度は, 競争自体が生み出したものと同じ条件に戻すために, 公権力のコントロールに服さなければならない。

いかなる場合にも国家は, そのような制度を獲得するに足る正当な理由を持たない」

この修正案についてフレデリック＝デュポンは, 「われわれは事実上の独占の根本的な廃止を支持している」が, 「委員会案で不快に思った点は, 事実上の独占の不可欠な消滅と国家による財産の取得との間に自動的な連関があり, あたかも国家が触手を伸ばすことで取得するより他に独占の廃止の方法がないかのようなところである」, と説明する。彼によれば, 国有化とは「国家トラスト」による取得そのものであって, 独占をそのようなものに置き換えることは重要ではない⁽⁶⁷⁾, のである。このようにしてフレデリック＝デュポンら右翼は, 国有化の内容が「国民への返還」だとするCNR綱領の路線に対して真っ向から挑戦するのである。結局, 自由共和党の修正案は否決された。

カピタンの修正案⁽⁶⁸⁾は次のとおりである。

「事実上または法上の独占の利益にあずかるすべての企業は, 公役務として経営されねばならない」

カピタンは, 国有化の問題では, どのような時に国有化する理由があるのか, 国有化の様式はいかなるものか, の二つの論点があると言う。

第一の論点につき, 委員会案が理由とするもののうち, 事実上の独占は明白であるが, 公役務については曖昧で, むしろ国有化したときに公役務が存在するのであって, 公役務は事実上の状態ではなく, 法上の状態だ, と主張する。

第二の論点については, 第一の論点で言明したように公役務こそが国有化であるのだが, 「条文のなかに, 収用するにせよ, いろいろな多様性において必

ずしも取用を伴わない公役務の制度に企業を服せしめるにせよ、立法府にそのような可能性を残すより柔軟な定式を採用することが望ましい⁽⁶⁶⁾とする。

カピタンが提示する第一の論点は、公役務を国有化と同一視することによって結果的には独占のみを「公役務化」という主張に帰着する。すなわち対象を独占に限ったCGE⁽⁶⁷⁾の構想がここで主張されているのである。また、第二の論点では必ずしも所有の移転を伴わないことを主張するため、結局は独占を私有のまま温存する形態を許容する。カピタンは、委員会案の「公共団体の所有」の内容が曖昧であることを正当にも指摘するのであるが、それを、例えば三者管理方式のような、「国民への返還」というCNR綱領路線に沿って解決するのではなく、結論として独占を容認する方向へ向かうのである。

MRPの修正案⁽⁶⁸⁾は「公共団体の所有にならなければならない」を「特定の利益に奉仕することをやめなければならない」とするものである。

MRPを代表してアンリ＝ルイ・グリモー（Henri-Louis Grimaud）は、公役務を充足するにもっとも適した解決、つまり混合経済会社や、より有利でありうる他のあらゆる形式を立法府が採用するのを許容するのが、この修正案の理由であるとした。これに対し、個別報告者ザクサスは「特定の者の所有であることをやめることは、公共団体の所有になることである」とのべ、委員会案を維持しようとした。しかし、MRPが、特定の者の所有をやめるというのは我々の主張で（フランソワ・ド・マントン（Francois de Manthon）発言）あり、修正案の「特定の利益に奉仕することをやめる」を「特定の者の所有であることをやめる」に変更する（ロベール・ルクール（Robert Lecourt）発言）と言うと、ザクサスはそれに応じ、両者は妥協しようとした。ところがここで共産党のファジョンが委員会原案はCNR綱領の適用であることを主張すると、ザクサスは結局「国民へ返還しなければならない」という文言を提案し、MRPはそれに応じず、MRPの修正案は否決されることになった⁽⁶⁹⁾。

MRP修正案の提案をきっかけにして、社会党・共産党の意図がCNR綱領の憲法化であることと、MRPは実際にはCNR綱領に否定的⁽⁷⁰⁾であることが明確になったと言えよう。

その他、アンリ・ジョアノン（Henri Joannon、独立共和派）ら三名の修正案、33条の後ろに新たに1条を設けるMRPの提案と、デロン＝ソルベ（Delom-Sorbé、UDSR）の提案は撤回された。

委員会は「公役務」を「国民的公役務」に替えた案を最後に提案し、それが33条2項として採択された。

委員会案32条、33条は、4月19日の第二読会において35条、36条として採択されることになる。

財産権をめぐる議論における争点は、財産権を法律の留保のもとにおくか、それとも絶対不可侵の自然権とするか、および、独占と公役務の性格をもつ企業を公共団体の所有にするかどうか、の二点であった。財産権の絶対不可侵性の否定と「公共団体の所有」との総合は、国有化を積極的に政策化する法的根拠となりうるものであった。ただ、既に述べたことであるが、「公共団体の所有」という表現を妥協的に採用したことによって、旧人民戦線派＝CNR綱領派が戦前から主張してきた「三者管理方式」を内実とするétatisationでないnationalisationは、この段階ですでに憲法規範化から抜け落ち、参加の原理は企業委員会制度（委員会案29条）に解消されることになってしまったのである。

三 四月草案における財産権規定の意義……むすびにかえて

1 四月草案のゆくえ

憲法制定国民議会は、4月19日に309対249（社会党、共産党、アルジェリア・イスラム派など）ではほぼ委員会案どおりの内容の草案⁽⁷⁴⁾を可決した。委員会案32、33条は35、36条となった。

四月草案は、1946年5月5日にレフェレンダムに付され、登録有権者2582万9425人のうち、2056万7375人が投票し、賛成 945万4034票、反対1058万4359票で否決された⁽⁷⁵⁾。社会党・共産党が賛成のキャンペーンを行い、MRP・急進党・右翼などが反対運動を行った。

急進党は第四共和制そのものに反対する姿勢を維持している。「権利の戯画化」とか「国家による個人の吸収、経済活動におけるあらゆる自由分野と市民の生活におけるあらゆる実際の独立の抑圧」などと宣伝したが、「以前の制度、伝統的な個人的共和主義への愛着のために、ノンのためのあらゆるキャンペーンを行った」⁽⁷⁶⁾のである。

右翼も基本的に第四共和制反対の立場からの反対であるが、特に「憲法案は、財産権を廃止することを許容している」⁽⁷⁷⁾といった経済的支配階級としての立

場も正直に表明していた。

レフェレンダムに大きな影響を与えたMRPは、憲法制定議会における態度と同じく反対した。MRPの宣伝は基本的には「多数党の独裁に道を開く」というものであったが、「ウィは臨時状態を長引かせる」⁽⁷⁸⁾というデマに近い宣伝もあった。

反対派は以上のように様々な立場を含んでいるが、「共産党を含む多数派の危険性という点で一致して」⁽⁷⁹⁾いたのである。

ドゴールは沈黙していたようである⁽⁸⁰⁾。しかし、ドゴールが反対を呼びかけているというピラがまかれたことが、その真偽にかかわらずレフェレンダムに一定の影響を与えたことは間違いなさであろう。

世論調査⁽⁸¹⁾によれば、反対投票の理由の33%が「共産党に反対して」というものであった。これは反対派の反共産党キャンペーンが見事に成功したことを表しており、「草案の内容と不可分に結びついた共産党の支配する議会に対するnonを意味すると理解するべきであろう」⁽⁸²⁾。しかしここでなぜ「共産党に反対」なのか、さらに問題となる。私見だが、かつてレジスタンスの闘いに足を踏みだすことに躊躇した多くの国民は、戦後も根強いカトリシズムの影響下にあり、一方でレジスタンス＝ドゴールの定式に囚われていたと思われる。したがって、カトリック政党であり、かつ「ドゴールの信奉者」と見做されていたMRPの意志が勝利するよう投票したのではないだろうか。

2 結

このように四月草案はレフェレンダムによって否決された。議会構成で優位に立っていた左派主導の憲法草案を国民は支持するに至らなかったのである。しかしながらあえてここであらためて、四月草案における財産権の議論の意義を考えて見たい。

まず、経済的社会的権利が、財産権の一定の制限を伴って承認されたことは特筆に値する。そしてなかでも、独占および公役務の企業を公共団体の所有に転換するという規定は、絶対的の神聖不可侵性をはぎ取られた「法律によって保障された財産」という規定と連動して、憲法が国有化の積極的な推進を奨励することを意味する。しかも、この国有化規定は、条文上、経済的社会的権利の一環となるように位置づけられうるもので、単なる政策ではなく人権保障の内

実をなすものとして考えられねばならない。そして加えて、CNR綱領の「国民への返還」を憲法規範化することに成功したものであると言えるだろう。

戦前からの右翼を除いては、どの党派も、特に与党三党のレベルにおいては、何らかの意味でのディリジズムは承認していると言ってよい。問題はそのディリジズムの中身であり、国民参加型を目指していた勢力と、管理運営の問題を不問にし、結果として国家管理型を許容する勢力との争いであった、と言うことができよう。そして結局、四月草案も妥協の産物の性格を免れず、反国家管理型を明文をもって徹底することはできなかった。このことは、それ以後の国家管理化の巻き返しを許す火種を残したものと考えることができる。しかし、財産権の制限と国有化に現れたディリジズムは、その完全な意味においてはにないにしても、ここではどちらかといえばnationalisationの指向性⁽⁸³⁾を持っていたのである。

よく知られているとおり、1946年10月に第四共和制憲法が制定されて以降、現在にいたるまで、フランスは非常に官僚支配の強い国となっていった。なぜ官僚支配に至るのかという問題は、別途歴史的な分析が必要であろう。しかし、国有化、計画化に現れるようなディリジズムによる政策は、そこに国民参加という管理形態を付与しなければ、容易に官僚主義に転化するという事は少なくとも言えるのではないか。

フランスと並んで官僚支配が強いとされる日本は、フランスのように、憲法のなかに国有化に関する規定があるわけではない。したがって、この事象自体はフランスに特殊なものかも知れない。しかしながら、官僚支配が強いという点では共通しているのであり、同様に考えることは不可能ではないだろう。今般、規制緩和が叫ばれているが、官僚支配の解決策として、「国民参加」の導入も検討の対象としてありうるのではないだろうか。

注)

- (1) J.O., Lois et Décrets, 1982, pp.566-571.
- (2) グラン・ラルースによれば、ディリジズムとは、「直接間接を問わず、国家が介入すること (intervention) によって経済活動を指導するシステム」とされ、しかもそれは「資本主義経済の枠組みを維持する」経済政策である、となっている (Cf. Grand dictionnaire encyclopédique Larousse, p.3283)。また、単に「統制経済主義」とされる場合もある。しかし、「(権力的な) 統制」的契機を必ず含むのか、「資本主義経済の枠組みを維持する」ことを必然とするのか、については議論の余地があると思われるし、また、「interventionnisme」と同義で用いられることも多い。したがって、私は当面、一般的な「介入主義」の訳語を当てることにする。
- (3) 日本においてディリジズムを憲法学の側から取り扱った文献は殆どない。筆者が参照することができたのは、樋口陽一『現代民主主義の憲法思想』第五章「フランスにおける「憲法」のありかたと dirigisme の観念」(創文社, 1977年)のみである。経済学の側から扱ったものとして遠藤輝明編『国家と経済 フランス・ディリジズムの研究』(東京大学出版会, 1982年)がある。
- (4) 後にグーアン政府に入閣のため、社会党のギイ・モレ (Guy Mollet) に交替。
- (5) Cf. L'année politique, 1944-1945, pp.360-361.
- (6) J.O., Lois et Décrets, 1945, p.7159.
- (7) 当時の政府は、共産党、社会党、MRPの三党連立政府であり、社共とMRPのあいだでは、戦後構想についての相違があった。
- (8) Assemblée Nationale Constituante élue le 21 octobre 1945, Séances de la commission de la constitution, comptes rendus analytiques (以下, S.C.C.C.と略記する), p.15.
- (9) その他、アルジェリア・イスラム派 (musulman algérien) のモアメド・バンジェール (Mohamed Bendjelloul) らのアルジェリアについての提案、ジャック・バルドゥ (Jacques Bardoux, 農民派) の最高法院についての提案があった。また、権利宣言についての第一議会が終了したあとで、1946年3月28日にジャン＝ピエール・ジロドゥ (Jean-Pierre Giraudoux, MRP) の個人提案があった。
- (10) J.O., Documents de l'Assemblée nationale constituante, Annexe No44, pp.58-62 ; R.D.P., t.62, pp.164-174, 後者を参照した。
- (11) J.O., Documents de l'Assemblée nationale constituante, Annexe No20, pp.25-28 ; R.D.P., t.62, pp.156-164, 後者を参照した。
- (12) J.O., Documents de l'Assemblée nationale constituante, Annexe

No.38, pp.50-56

- (13) S.C.C.C., p.28.
- (14) S.C.C.C., p.168.
- (15) S.C.C.C., pp.168-208.
- (16) Cf. S.C.C.C., p.169.
- (17) S.C.C.C., p.171.
- (18) S.C.C.C., pp.169-170.
- (19) S.C.C.C., pp.172-173.
- (20) S.C.C.C., p.170.
- (21) S.C.C.C., p.174.
- (22) S.C.C.C., p.207.
- (23) 小委員会の案, 特に「社会的経済的権利」については, S.C.C.C., pp. 304-319を参照した。
- (24) フランス革命における la propriété および les propriétés の概念については, 田村理『フランス革命と財産権』162頁以下(創文社, 1997年)を参照。ここでの「la propriété」は, いわゆる民法上の所有権よりも広い概念と考えられる一方, 1789年人権宣言2条の「la propriété」のような, 「自己に対する所有」という概念まで含んだものとは考えがたいため, 「財産権」と訳した。

民法上の所有権という意味では, 2項の「droit à la propriété」がそれに近いと思われるが, 一方で同じ用語を34条でも使用しており, ここでの「droit à la propriété」はむしろ民法上の所有権を超えた様々な経済的利益を含みうるものであると考えられる。用語上の区別が原文でなされていないため, こちらについては機械的に「所有への権利」と訳した。
- (25) S.C.C.C., p.318.
- (26) コットは人民戦線内閣に空軍大臣として急進党から入閣した人物だが, 解放後は急進党に所属しながら共産党のシンパであった。
- (27) 渡辺司「フランス戦後再建期「国有化」と公企業管理法制の展開(一)」早稲田大学大学院法研論集31号219頁。社会党の「社会化」概念については同論文を参照。また, あわせて, 稲本洋之助「フランスにおける戦後改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革2 国際環境』177頁(東京大学出版会, 1974年)を参照。
- (28) 30条「すべての労働者は, 代表者を介して, 労働条件の集团的決定, 企業, 私的施設および公役務の指導および経営の作用に参加する権利を有する」
- (29) 中木康夫氏は, この概念について, 「国有化」と区別して「国民化」と表記する。国家的所有ではなく, 「国民的所有・国民代表による管理」を表すものである。中木康夫『フランス政治史 中』155頁以下(未来社,

- 1975年)。
- (30) 原輝史『フランス資本主義 成立と展開』361頁以下(日本経済評論社, 1986年)参照。
- (31) 原輝史氏は、「国有企業の経営管理への国民の参加度を分類の基準とすべき」(原前掲書381頁)だとして、管理主体による分類を提唱し、三者管理方式の導入の度合で分類する。なお、三者管理方式については、廣田功『現代フランスの史的形成 両大戦間期の経済と社会』123頁以下(東京大学出版会, 1994年)参照。
- (32) ノール・パドカレ炭田については、1944年12月13日のオルドナンス, J. O., Ordonnances et Décrets, 1944, pp.1876-1879。ルノーについては、1945年1月16日のオルドナンス, J.O., Ordonnances et Décret, 1945, pp.222-224。もっとも、ドゴールが政府首班を辞任した後に、三者管理方式を採用した企業国有化が図られるが、それは憲法草案の議論が本会議に移されてからさらにはばらくたって、四月に入ってからのことである。
- (33) S.C.C.C., p.391.
- (34) ビエール=コットの発言。S.C.C.C., p.318.
- (35) 2月20日に採択された32条1項は、「不可侵かつ神聖な権利」としていたが、3月15日の修正で「神聖な」が削除された。S.C.C.C., p.567; J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.954.
- (36) Cf. S.C.C.C., p.567.
- (37) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.880.
- (38) J.O., Lois et Décrets, 1946, p.4251.
- (39) 田端博邦「フランスにおける労働者参加制度— 企業委員会制度の成立と展開 (一)(二)」東京大学社会科学研究所社会科学研究26巻6号・27巻1号参照。
- (40) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.606.
- (41) *ibid.*
- (42) Cf. *ibid.*
- (43) 以上, Cf. *ibid.*
- (44) 各発言については、中村睦男「フランス憲法における社会権の発展 (三) (完)」北大法学論集15巻2号137-144頁参照。
- (45) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.610.
- (46) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.608.
- (47) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946,

- p.636.
- (48) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.638.
- (49) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.670.
- (50) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp.673-680.
- (51) 1894年にユダヤ人のドレフュス (Alfred Dreyfus) 大尉が無実の罪で逮捕, 流刑に処された事件で, これをきっかけに反議会共和制勢力 (反ドレフュス派) と議会共和制擁護勢力 (ドレフュス派) との対抗が激化する。ドレフュスは再審無罪となり, 議会共和制が擁護されるが, ドレフュス派の有力な勢力として植民地帝国主義路線をとる上層金融界もいた。ドレフュス事件の意義について, さしあたり, 中木康夫『フランス政治史 上』312-337頁参照 (未来社, 1975年)。
- (52) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.638.
- (53) 経済的社会的権利の部分についての各条文の審議は, 中村前掲論文150-172頁。
- (54) 同159頁。
- (55) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.954.
- (56) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp.954-955.
- (57) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.954.
- (58) 以上, Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.955.
- (59) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.954.
- (60) J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.960.
- (61) J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.960.
- (62) 以上, Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp. 960-961。なお, CNR綱領の該当部分については, Henri Michel et Boris Mirkine-Guetzévitch, "Les idées politiques et Sociales de la Résistance", pp.215-218, Paris, 1954。
- (63) 以上, Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante,

- 1946, pp.964-967.
- (64) Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp.967-968.
- (65) 稲本洋之助「フランスにおける戦後改革— 憲法制定国民議会期の国有化問題を中心として」東京大学社会科学研究所編『戦後改革2 国際環境』190頁(東京大学出版会, 1974年)。
- (66) J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.968.
- (67) 以上, Cf. *ibid.*
- (68) J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.968.
- (69) 以上, Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp.968-969.
- (70) Comité général d'Etudes, レジスタンス運動の中で比較的ドゴールに近い人たちによって結成された戦後政策の研究機関。政策文書として、1943年11月に「戦後の経済政策についての報告」(René Courtin, "Rapport sur la politique économique d'après guerre", Alger, 1944)を發表した。
- (71) J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, p.969.
- (72) 以上, Cf. J.O., Débats de l'Assemblée Nationale Constituante, 1946, pp.969-970.
- (73) MRPはCNR綱領の文言をそのまま採用するザクサスの最終的な提案に対し、「国民の処分下に置かれねばならない」という逆提案をし、これを「CNRと同じ定式だ」とした。しかし、もしMRPがCNR綱領に忠実ならばザクサス提案は当然受け入れなければならないはずである。
- (74) 四月草案全文については、Cf. L.Duguit, H.Monnier, R.Bonnard, et G.Berlia, "Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789", pp.518-535, Paris, 1952.
- (75) Cf. L'année politique, 1946, p.125.
- (76) Cf. Gilbert Bortoli, "Sociologie du référendum dans la France moderne", p.52, Paris, 1965.
- (77) *ibid.*, p.52.
- (78) Cf. *ibid.*, p.51.
- (79) 清田雄治「フランス第四共和国憲法制定国民議会における「議会統治制」論(三)」愛知教育大学社会科学論集29号108頁。
- (80) Cf. Bortoli, *op.cit.*, p.54.
- (81) Cf. Bortoli, *op.cit.*, pp.58-59.

(82) 清田前掲論文111頁。

(83) この同じ時期の憲法制定国民議会が、相次いでいわゆる三者管理型の企業国有化を決めたことは象徴的であろう。例えば、全石炭産業の国有化(J.O., Lois et Décrets, 1946, pp.4272-4277)は四月草案がレフェレンダムで否決されたのちの5月27日のことであった。この点につき、原前掲書382頁以下。